

概要版

第3期酒々井町 子ども・子育て支援事業計画

【 令和7年度 ～ 令和11年度 】



令和7年3月
酒々井町



子ども・子育て支援事業計画とは

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年の全国の出生数は約73万人となり、減少傾向が続いています。また、本町の出生数は、令和2年以降は100人を切り推移していることから、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

令和4年6月には、児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。更に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本町では、「第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、「第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

3 計画の対象

本計画は、すべての子ども・青少年とその家庭、事業者、行政などすべての個人・団体を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



計画の基本的な考え方

1 基本理念



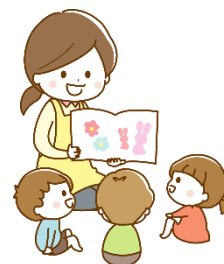
<基本理念>

すべての家庭において、
子どもが心身ともに健やかに
支え合い成長できるまちづくり

2 基本目標

基本目標 1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育サービスの水準を維持・向上するための環境整備を促進します。また、食育やさまざまな体験活動を行い、心身ともに成長できるよう、心と身体の健康の増進を図ります。貧困家庭や、障がい児、ひとり親家庭などを支援し、お互いがお互いを思いやり、誰もが笑顔で幸せに暮らせるよう福祉のまちづくりを推進します。



基本目標 2 地域で子育てを支えるまちづくり

子育て家庭の子育てに対する不安感や孤立感を軽減するため、多様な地域子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援施設における活動や、ファミリー・サポート・センター事業の活性化を促進し、子育てしやすい環境を整備します。世代間交流の充実などにより、地域全体で子育て支援ができる場を提供し、『地域の子育て力』の充実を図ります。更に、地域子育て支援サービスに対する町民のニーズに応えるため、更なる関係機関との連携強化に努めます。



基本目標 3 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠・出産や出産後の育児に対する不安、子育てにかかる経済的な不安感などを感じることなく、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援サービスを提供するとともに、気軽に安心して相談できる総合相談窓口の周知・運営、更には、必要な人に必要な情報が確実に届くための情報発信のあり方などについて検討していきます。





施策の展開（事業一覧）

基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

（1）教育・保育サービスの充実

- ①利用者の立場に立った教育・保育サービスの拡充
- ②保育士の確保と保育の質の向上
- ③乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

（2）要保護児童への支援

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②不登校対策の推進
- ③町民への広報



（3）ひとり親家庭等への支援

- ①児童扶養手当の支給
- ②ひとり親家庭等医療費等助成
- ③相談・情報提供の充実

（4）障がい児施策の充実

- ①特別児童扶養手当の支給
- ②障害児福祉手当の支給
- ③相談・指導・支援の充実
- ④生活支援の充実
- ⑤関係機関の連携強化
- ⑥保育施設等における障がい児保育の推進

（5）医療的ケアが必要な児童への支援

- ①医療的ケア児の支援に向けた連携体制の推進

（6）青少年への支援

- ①非行防止対策の推進
- ②いじめ防止対策の推進
- ③青少年相談員事業
- ④成人式

（7）子どもの貧困対策の推進

- ①教育支援の推進
- ②生活支援の推進
- ③保護者に対する就労支援の推進
- ④経済的支援の推進
- ⑤奨学給付金

（8）食育の推進

- ①食育の推進



基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

(1) 地域子育て支援サービスの充実

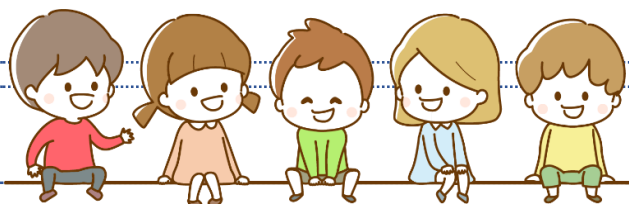
- | | |
|--------------------|------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑨養育支援訪問事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑩子育て世帯訪問支援事業 |
| ③ファミリー・サポート・センター事業 | ⑪児童育成支援拠点事業 |
| ④延長保育事業 | ⑫親子関係形成支援事業 |
| ⑤一時預かり（預かり保育を除く） | ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| ⑥病児保育事業 | ⑭放課後子ども教室 |
| ⑦妊婦健康診査 | ⑮保育園園庭解放 |
| ⑧乳児家庭全戸訪問事業 | |

(2) 地域の子育て力の充実

- ①関係団体との連携強化

(3) 世代間交流の充実

- ①交流の場づくりの推進



基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

(1) 妊産婦・新生児期における支援の充実

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①母子健康手帳の交付 | ④新生児・産婦訪問指導 |
| ②妊婦乳児支援タクシー利用券の交付 | ⑤産後ケア事業 |
| ③妊婦訪問指導 | ⑥妊婦等包括相談支援事業 |

(2) 乳幼児健康診査の充実

- | | |
|-------------|------------|
| ①乳児一般健康診査 | ③2歳児歯科健康診査 |
| ②1歳6か月児健康診査 | ④3歳児健康診査 |

(3) 健康・相談体制の充実

- | | |
|----------------|------------------|
| ①マタニティ・ママパパクラス | ⑤乳幼児の事故予防 |
| ②乳児相談 | ⑥子育て仲間づくりへの支援 |
| ③子ども相談 | ⑦転入者へのPR |
| ④歯の健康づくり | ⑧相談窓口の周知、情報発信の強化 |

(4) 子どもの発達に応じた支援体制の充実

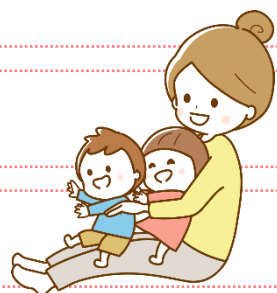
- | | |
|---------------|--------------|
| ①親子相談（心理発達相談） | ③ことばの教室「プラム」 |
| ②遊びの教室「どんぐり」 | ④継続的指導の充実 |

(5) 予防接種の接種率向上

- ①予防接種事業

(6) 子育て家庭への経済的支援

- | | |
|------------|----------|
| ①子ども医療費の助成 | ②児童手当の支給 |
|------------|----------|





教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の量の見込み

認定区分	事業名	事業の概要
1号認定	子どもが満3歳以上で 保育の必要なし	認定こども園 幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で 保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）
3号認定	子どもが満3歳未満で 保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	43	41	43	43	43
2号認定（教育認定）	46	43	45	45	45
2号認定	146	137	145	145	148
3号認定【2歳児】	50	53	53	54	54
3号認定【1歳児】	39	39	39	39	39
3号認定【0歳児】	9	9	9	9	9

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
利用者支援事業（単位：か所）						
量の見込み	2	2	2	2	2	
利用者支援事業（こども家庭センター）（単位：か所）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業（単位：延人／年）						
量の見込み	5,650	5,700	5,800	6,000	6,100	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（単位：件／年）						
量の見込み	71	71	71	71	71	
延長保育事業（単位：人／年）						
量の見込み	76	74	77	77	78	
一時預かり事業（預かり保育）（単位：延人／年）						
量の見込み	304	304	304	304	304	1号認定
量の見込み	159	159	159	159	159	2号認定
一時預かり事業（預かり保育を除く）（単位：延人／年）						
量の見込み	790	790	790	790	790	
子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人／年）						
量の見込み	－	－	－	－	－	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（単位：人／年）						
量の見込み	－	－	－	－	－	
妊婦健康診査（単位：人回／年）						
量の見込み	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	
乳児家庭全戸訪問事業（単位：件／年）						
量の見込み	92	92	92	92	92	
養育支援訪問事業（単位：件／年）						
量の見込み	5	5	5	5	5	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（単位：延人／年）						
量の見込み	－	－	－	－	－	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人／月）						
1年生	58	65	49	58	54	
2年生	57	52	59	44	52	
3年生	66	58	53	60	45	
4年生	38	34	30	27	31	
5年生	14	16	15	13	12	
6年生	10	9	11	10	9	
量の見込み計	243	234	217	212	203	
子育て世帯訪問支援事業（単位：延人／年）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
児童育成支援拠点事業（単位：人／年）						
量の見込み	0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業（単位：人／年）						
量の見込み	0	0	0	0	0	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
産後ケア事業（単位：延人／年）						
量の見込み	39	39	39	39	39	
妊婦等包括相談支援事業（妊娠届出数・1組あたりの面談回数）						
量の見込み	3	3	3	3	3	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（単位：延人／月）						
0歳児		1	1	1	1	
1歳児		1	1	1	1	
2歳児		1	1	1	1	
量の見込み計		3	3	3	3	

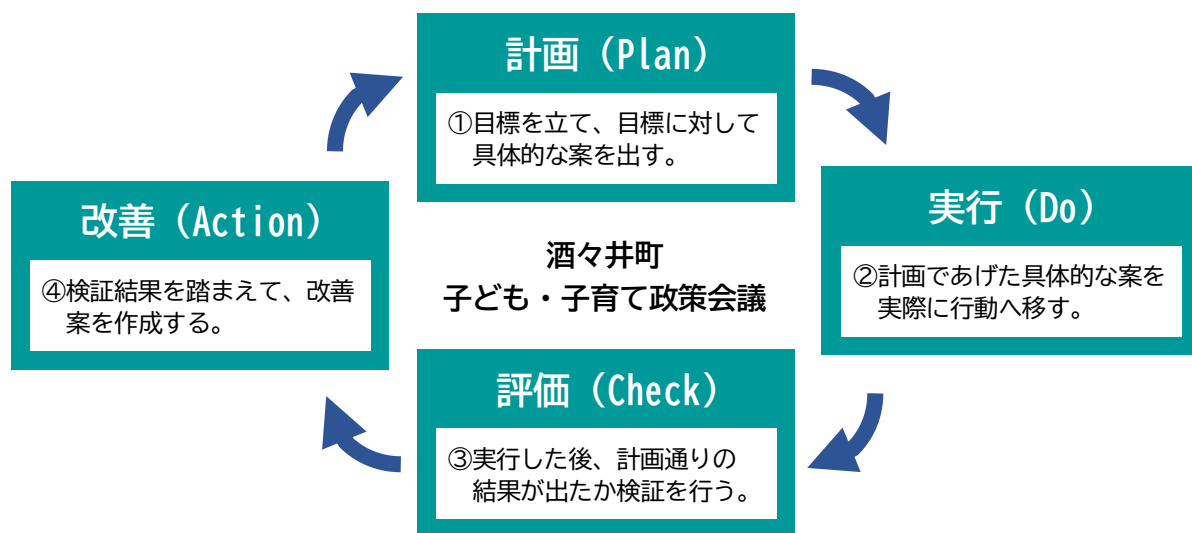


計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「酒々井町子ども・子育て政策会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主体である子どもや子育て家庭の声を中心に、より多くの地域住民の声が活かせるよう、本計画の評価、改善に努めます。

<PDCAサイクルの概念図>



第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和7年3月

発行：酒々井町 編集：酒々井町教育委員会こども課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11

TEL 043-496-1171（代表） FAX 043-496-4541

URL <https://www.town.shisui.chiba.jp>